

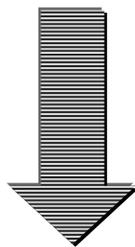
「パテント・トロール」関連調査レポート

2010年10月

レポート作成者 篠原 泰正

巷で言われているパテント・トロールとは何者？

いちゃもんをつけて、和解金を搾取する
インテリジェンス集団の「知財ヤクザ？」



1. 巨額な賠償金を巻き上げられる

日本のメーカーを狙った特許訴訟には様々なものがあるだろうが、中でも、パテント・ホールディング・カンパニーという、パテントを持っているだけで事業活動は何もしない会社からの訴訟は要注意である。

この種の会社は、なにしろパテントが飯の種であるから、保有しているパテント(Patent Specifications クレームをふくむ)も念入りに仕立てられているとみなして間違いないだろう。

2. 日本企業は何をすべきか

この恐るべき状況を前にして、メーカーとして生き延びるためには、少なくともどこに蟻地獄が潜み、どこに地雷が埋設されているかを知っておかねばならない。地雷パテントは踏んだだけでは爆発しない。その上でのプレイが盛り上がった頃を見計らってスイッチが入れられる方式であるから、その存在を知らないで、その上で楽しくプレイしていると命にかかわる。

その地雷パテントが踏んでも大丈夫なのか、あるいはドカンと来るのかは、その技術分野の技術者にしか判定できないだろう。あるいは少なくとも知財部員が技術者と共同で探し、評価判定する作業が必要であろう。

これは、同業者のパテントを調べ、そのマップを作り、自社の技術製品戦略策定の一つとするといった、平和な時代の仕事とは別のところにある。埋まっている地雷があまりにも多ければ、そのフィールドでの事業は断念すべきかも知れない。いずれにせよ、地雷パテントの存在を探知し、その中身をキチンと正確に読み取る能力と作業が、対策の第一歩として、対策の基盤として必要となろう。

敵を知る活動は、インテリジェンスと呼ばれる。このインテリジェンスの重要性を理解していなかったり、不足していたりすると、仕掛けられた「IP戦争」の戦いに負ける。

なぜ米国特許係争は多発するのか、なぜ日本企業は敗訴するのか、なぜパテント・コントロールが生まれるのか、なぜクラウド特許が危険になっているのか、と言った背景を知ることが重要です。しかし日本企業はそのことに関連する「情報集収」をして「情報分析」することすら、できていません。

1985年は、USA（以下米国という）にとって画期の年であったと言えるだろう。この年に象徴的な二つのレポートが提出されている。一つは、議会委員会の議長をつとめたHP（ヒューレット・パッカー）社のCEOの名を取って、通称「ヤングレポート」と称される、レーガン（Reagan）大統領への答申書であり、これにもとづいて米国は「プロパテント戦略」に転換したといわれている。もうひとつは、MIT（マサチューセッツ工科大学）が世に問うた「メイドインアメリカ Made in America」という分厚い報告書である。この二つの報告が分析した当時の米国の状況は、「モノづくり競争に敗れた」ということであり、その分析から導きだされての提案は、ヤングレポートにおいては、知識と技術の重視と、それに基づいて、一つは知的財産権（Intellectual Property Right）の強化であった。MITのそれは、製造業の大幅な改善であったが、こちらは諦めた？その結果、「楽しんで儲ける、知恵だけで稼ぐ」というものであった。

米国の「訴訟産業」は、常軌を逸した巨額の賠償金が飛び交う狂った世界であり、その中に日本企業も巻き込まれて大きな被害を蒙っている。巻き込まれて、といったが、一番の「カモ」にされて、と述べた方が正しいかも知れない。日本のメーカーをねらった訴訟には様々なものがあるだろうが、中でも、パテント・ホールディング・カンパニーという、パテントを持っているだけで事業活動は何もしない会社からの訴訟は要注意である。この種の会社は、何しろパテントが飯の種であるから、保有しているパテント（Patent

Specifications クレームをふくむ)も念入りに仕立てられていると見なして間違いないだろう。

1985年の時点で、あるいは1990年の時点で、米国の強いところと弱いところを考察すれば、モノ作り(ハードの製品)に負けたあと、残された強い分野は、コンピュータ・ソフトウェア、バイオ、そして情報システムを基盤にした各種の社会運営システム、ビジネスのシステムにあるということは、それほど深く考えなくともわかることであった。ソフトウェアにまったく弱い日本が、真っ先に米国に従ったのはまさに「売国奴」的方針といえるだろう。今日、国や企業を動かす仕組み(システム)は、IT(Information Technology)技術無しでは行えない。そのシステムを動かすのはソフトウェアである。そのソフトウェアは圧倒的に米国が強い。そのパテントを国内で認めれば(日本に出願されて)国を動かす仕組みの原動力はすべて「米国製」ということになってしまう。もちろん米国へ進出は「カモ」となる。もつと厄介なことは「クラウド特許」で「カモ」が来るのを待ち構えていることである。

米国のパテント・トロール リスト

Patent Troll

米国特許調査資料集（3号）

【はじめに】

以下に示すリストは、この7年間において、IT（情報技術）分野での特許侵害訴訟の事例（資料集1参照）に現れたパテント・ホールディング会社（トロール）、および各種の調査で確認したいわゆるパテント・トロールと称される会社をアルファベット順に並べたものである。但し、調査はまだ進行中のため、誤ってトロールではない企業を含めていることもありうる。なお、[上記のように、IT分野に調査対象を限っているため、例えばバイオや製薬などの分野を専門にしているトロールはここには含まれていない。](#)米国におけるトロール会社の総数は、本年（2010年）現在で325社数えられる、とトロール対策を事業としている「パテントフリーダム」社は述べている。 _

【トロールリスト】

1 . Acacia Group

* 最大のトロール集団

- 001. Acacia Research Corp. *CEO Paul Ryan
- 002. Acacia Technologies LLC
- 003. Acacia Media Technologies Corp.
- 004. Acacia Global Acquisition Corp.
- 005. Acacia Patent Acquisition Corp.
- 006. Acacia Technologies Services Corp.

* 以下はアカシアの子会社または独立事業部門（ユニット）であり、現時点でほぼ全体を

カバーしているとみなせる（米国でも全体をつかむのに苦労している）。会社名称はその時の訴訟内容（分野）に適したものを適宜つけている。つまり、会社名を見れば、どの分野で訴訟しているか大体わかるという便利さもある。

007. Automated Facilities Management Corp.

008. AV Technologies LLC

009. Broadcast Data Retrieval Corp.

010. Broadcast Data Retrieval Corp

中略

045. Optimum Processing solutions LLC

046. Pace LLC *ハイブリッドエンジンでトヨタを訴訟

047. Parallel Processing Corp.

中略

2. IP Navigation Group

*Erich Spangenberg's group

067. Caelum IP

068. Constellation IP LLC

069. Gemini IP LLP

070. Orion IP

071. Phoenix IP LLC

072. Plutus IP

073. Polaris IP LLC (Bright Response LLC)

074. Taurus IP

PA Advisors LLC Clear With Computers LLC (CWC) *旧名:Orion IP LLC

075. Granicus IP

*2008年秋に以下の5社を統合して新社名とした

ST Sales Tech Holdings LLC PA Advisors Holdings LLC

(* 名前を nXn Tech LLC に変更した)

Travel IP Technologies LLC *no litigation history

CT IP Holding LLC *no litigation history

MT IP Holdings LLC *no litigation history

3. Scenera Research Group

076. Scenera Research Corp.

077. Flash Point Technology Inc.

078. F o t o Media Technologies LLC

以下省略

米国における特許侵害事例
(2004年 - 2010年7月末)
ネットワーク/クラウドコンピューティング関連分野
米国特許調査資料集(5号)

【もくじ】

A. 携帯装置

- A - 01. 携帯装置 / 携帯電話 / スマートフォン A - 02. デジタルカメラ
A - 03. OSA - 04. ブラウザ A - 05. 検索エンジン / アプリケーション
A - 06. ユーザーインターフェース

B. ネットワークインフラストラクチャー

- B - 01. 通信全般 B - 02. 無線
B - 03. インターネット電話

C. サーバ / データ保管 / ウェブサイト

- C - 01. サーバ C - 02. データ保管
C - 03. データバックアップ C - 04. データベース
C - 05. ウェブサイト

D. データ伝送

- D - 01. データ伝送 D - 02. マルチメディア伝送
D - 03. ネットワークセキュリティ D - 04. 暗号化
D - 05. 遠隔制御

- E . ネットワークアプリケーション
- E - 01 . テキストメッセージ
- E - 02 . 音声・音楽
- E - 03 . ビデオ
- E - 04 . 無線電話
- E - 05 . GPS利用
- E - 06 . 写真共有
- E - 07 . コミュニティ/ソーシャルネットワーク
- E - 08 . オンライン販売
- E - 09 . オンライン広告
- E - 10 . 経営・営業管理
- E - 11 . 医療システム
- E - 12 . クラウドコンピューティング
- E - 13 . その他

米国特許調査資料集の(5)番目として、ネットワークおよびクラウドコンピューティングに関連する特許侵害訴訟事例を発行する。これは資料集(1)「米国における特許侵害訴訟事例集」から、上記の分野に関連する訴訟事例を集めたものである。

この分野は米国において訴訟がもっとも盛んなところであり、従って事例の内容も多岐に渡っている。そのため、目次に見られる区分けで訴訟を分類して示すことにした。もちろんこの分類は大雑把なものであり、観点を換えれば属する分野が変わる可能性は十分にある。さらに、詳細調査を進めれば、別の分野に置くのが適当である場合もでてくるであろう。

ビジネスメソッドと金融機関への訴訟事例は資料集(4)としてすでに発行しているので、その関連事例はここでは省いた。

訴訟の元になった特許の確認などがこの第1版では十分ではないが、とりえず全体像をつかむために、暫定版として発行する。訴訟内容の具体的な調査は、“ホット”な事例を優先し、あるいは調査依頼を受けて、これからおいおい付け加えていくことにする。

【表記に関する若干の注意】

1) 訴訟の技術分野(訴訟元の特許の技術分野)には下線を引いた

2) 訴訟原告の会社名は斜体(イタリック)で示した

3) 初出のпатент・トロールについては、会社名の後ろに(*トロール)と付記した

なお、патент・トロールの一覧表を、資料集の(3)として発行済みであるので、必要な場合はそのリストで確認してもらえらる。

A . 携帯装置 / デジタルカメラ / 携帯電話 / スマートフォン

A - 1 . 携帯装置 / 携帯電話 / スマートフォン

A - 1 - 1 . 携帯娯楽装置 : ミネルバ

2008年1月

・ミネルバ(*Minerva Industries Inc.*)(*トロール)から、携帯通信・娯楽装置(mobile entertainment and communication device)に関する特許で訴訟されている携帯電話の大手企業の内、サザン通信(Southern Communications Services Inc.)への訴訟は連邦裁判所で取り下げられた。

・訴えられている12社以上の大手企業は連合してミネルバの侵害申し立てに猛烈に反論した。

・連邦裁判事が被告企業群の内、11社を訴訟対象から外した。

2009年8月

・モバイル娯楽・通信技術に関する特許でミネルバ(*Minerva Industries*)から訴えられていたモトローラが和解した。その1週間後、ミネルバは、UTスターコム(UTStarcom Inc.)に対する訴訟を取り下げた。

2010年2月

・ミネルバ(*Minerva Industries Inc.*)が保有するモバイルメディア技術に関する2件の特許のクレームは、定義があいまいであるゆえに無効(invalid for indefiniteness)であると連邦裁判事が判決した。

・HTCがミネルバと和解した。

2010年5月

・モバイルメディア関連特許で訴訟しているミネルバ(*Minerva Industries Inc.*)がサンヨー、HP、RIMと暫定和解に達した。

2010年6月

・ミネルバ(*Minerva Industries Inc.*)のモバイルメディア関連の特許侵害で訴訟されているパーム(Palm Inc.)が和解した。

2010年7月

・モバイルメディアに関する特許を 아이폰が侵害しているとしてミネルバ(*Minerva Industries Inc.*)から訴訟されていたアップルが和解した。

A - 1 - 2 . ブラックベリー :

2006年5月

- ブラックベリー (Blackberry) の製造販売元のリサーチ・イン・モーション (Research In Motion) は、そのPDA製品 (personal data assistant) の技術に関して訴訟されていたが、連邦巡回控訴裁判所はRIMの係争中の特許にキーとなるタームの解釈を確認した。(CAFC affirmed construction of a key term in the patent-in-suit.)

以下省略:このレポート(5号)は、A4版で約200ページあります